

高知大学大学院総合人間自然科学研究科（博士課程）
医学専攻学位審査基準

1. 学位論文評価基準

下記（１）～（３）の評価基準すべてについて、博士学位論文として水準に達していると認められるものを合格とする。

（１）研究内容、目的、意義

医学専攻では、高い倫理観と豊かな人間性の涵養ならびに高度な医学的知識と技能の修得を教育理念とし、自然科学と人間科学のパラダイムをも取り入れた教育研究体制を構築することにより、多様な社会的ニーズに対する柔軟な対応が可能で、底辺が広くレベルが高い医学研究及び医療の達成を目指しつつ、高知県の地域特性に根差した医学・医療の推進に寄与できる人材、国際的に通用する優れた医学研究者、リサーチマインドを持つ優れた臨床専門医（良医）を養成することを目的とする。

- 医学専攻の理念・目的にふさわしい研究テーマ及び問題設定が、過去の学術的背景を踏まえて明確に示され、学術的・社会的意義を有すると認められること。
- 研究目的を達成するために、ふさわしい研究方法が採用されており、研究を行う際の倫理上必要な審査・承認を受けていること。
- 学位申請者が主体的に取り組んだ研究成果からなり、専門分野における高度な研究手法の修得を示す一定の規則性を有していること。

（２）結論

- 審査制度の確立された英文学術誌に掲載（掲載予定を含む）された原著論文であること。
ただし、共著である場合は学位申請者が筆頭著者であり、かつ、他の共著者から、当該論文を学位論文として使用しても差し支えなく、さらにその共著者が当該論文を学位論文として使用しない旨の承諾を得ていること。
- 新規性、独創性、創造性などの高い学術的価値を有し、医学・医療の発展に寄与するものであること。
- 研究方法が明確かつ具体的に記述されていること。さらに問題設定から結論にいたる論旨が、明確で実証的かつ論理的に展開されていること。
- 文献の引用などが適切になされ、学術論文としての形式が整っていること。
- 当該分野における専門知識と研究・実践遂行能力、問題解決能力など、博士の学位を授与するにふさわしい学識と資質を身に付けていると判断されること。

（３）参考論文に対する要件

特に必要としない。ただし、参考として他の論文を添付することが出来る。（参考論文は申請者の論文（共著可）であること。）

2. 審査体制・方法

(1) 審査体制

主査1名及び副査2名で構成する審査委員会の委員の合議で行う。共著者は審査委員になれない。指導教員（複数指導教員制の場合は所属講座の指導教員）は審査委員になれない。ただし、複数指導教員制による所属講座以外の指導教員は審査委員になれるが主査になれない。

(2) 審査方法

学位論文発表会を実施し、公開で発表と質疑応答を行った後に、最終試験又は学力確認（論文博士の外国語試験を除く。）を審査委員のみで行い審査委員会が合否を判断する。